廣白石叢書

淮南考樂考

東京帝國大學圖書之印

14
588
15

門 曾4
藩 588
巻 15

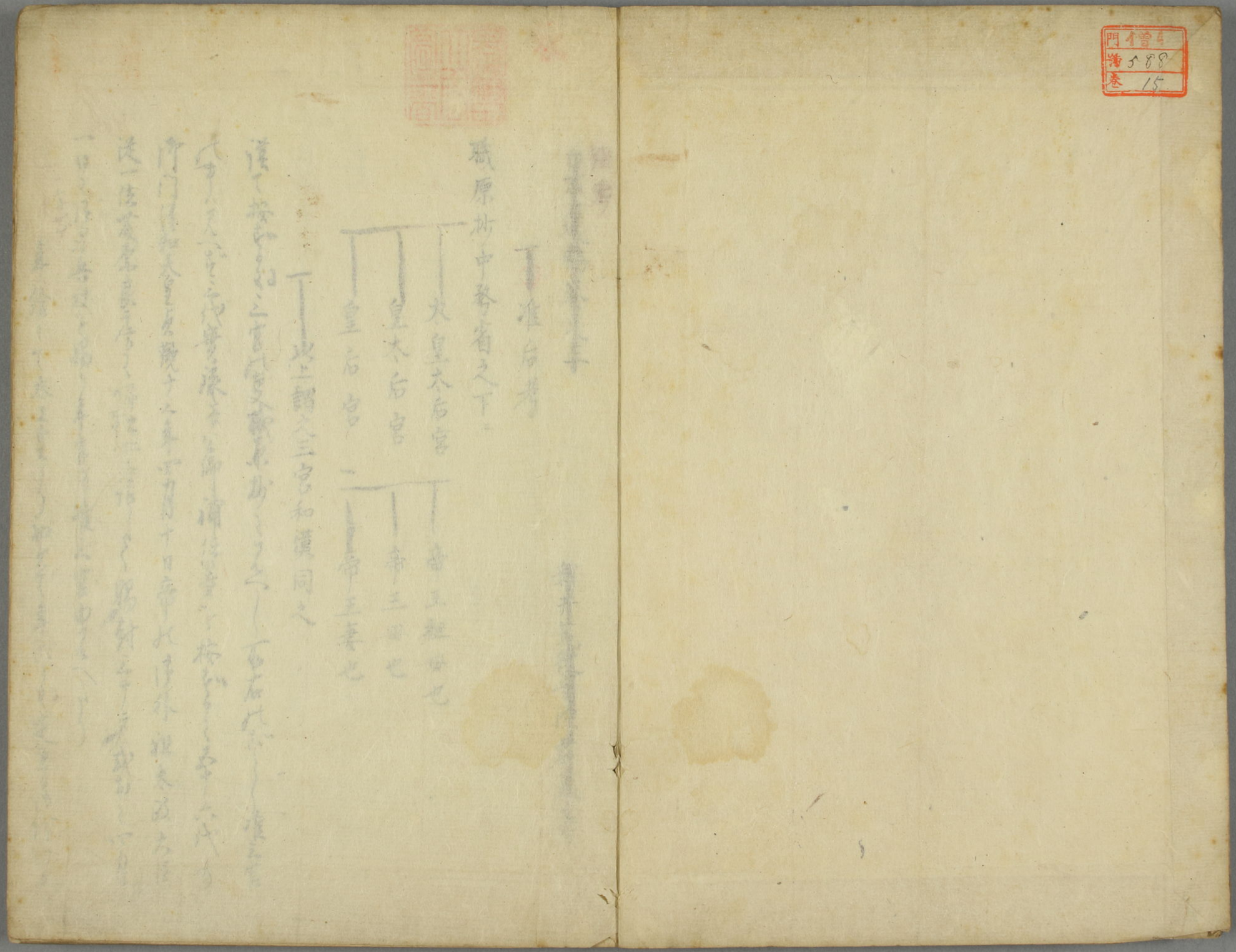

一校

宮内省図書寮

雜考

日本逸稿卷之十

一 准后考

職原抄中務省之下ニ

太皇太后宮
皇太后宮
皇后宮

帝王祖母也
帝王母也
帝王妻也

以上謂之三宮和漢同之

漢ニ按ズルニ三宮ハ皆職原抄ニ見ヘタリ而右ハ皆ナリ准ニ宮
ハ人ニ代ニ疎ニ外戚ニ御ス補任ニ載ス事ハ六代ノ
帝門清和天皇貞觀十二年四月十日帝ノ母外祖太政大臣
從一位藤原良房ニ帝ノ母仁ノ宣旨ニ准ス宮ニ賜封二千戶或ハ二千戶
一日ニ授ケ五位ニ賜ハリ年官年爵准ニ宮ニ由ニ
年給ヲ太上皇ニ初ニ年ニ給ヲ定ル事ハ

新井筑後守源君美著

事法臣を立君に立て猶一分也給の宮を准せらるゝ也
とする事也なし後代の考へは出給ふを云事とせさるなり八
只其分のことくにて其爵をしらへきなり年給は年爵
年爵封を合せて年毎に給ふ所なり是をもて宴
之思ふへし
是准三宮なる事のよりて親王家の更より後は摂家の人にも及ひ
后宮をもて皇子（円融王 法親王）宮人法臣英法中（廿一引本文欠）
始りしなれは今其始めをかゝへて是思ふるに則ち法しらるへし
也とそ

儀同三司准大臣の事

職原抄之を思へし事は准大臣といふ事は文武天皇大宝三年
正月に忍壁親王を知太政官事とせらる又文武の御
時に穂積親王を知太政官事とせらる是
濫觴之御代内大臣藤原伊周（摂政第九代の孫 関白道隆の男也）は後京の後寛弘
二年（一条院の御宇）朝参の時大臣の下大納言の上に列すへき由宣下ありて年
准大臣の宣下あり（是は自ら儀同三司と称せらるゝ
其へはしまりは其の事なれ親王は文武聖武の始りより
しまりて並して准大臣といふ又儀同三司と称する
是は伊周をはしめ其始めとさへし皆後は代々の如くなり
後遍照院殿の御院号と撰せられて儀同三司と云は其より始て是従
一位の官品にさせは中後以来一品に叙せられしの後准大臣可
然由勅命のよし宣下せし也其後は儀同三司と号せらるゝ人数
も多くなりて又当時は摂政家の云事となりて執柄家の
御沙汰とあるへしと思へし

親王一品二品各品の事

職原抄之思へし事は皇子は親王宣下の事は親王の例に称

禖子内親王とはしまさせおはしける 宣旨と申すなりけりむかしの元服の時
叙品ハ当代の后腹の親王ハ二品自余ハ四品とさたまれる也
されハ又後冷泉院御の時院へハまゐる親王宮をハ内ニて其時初位の
四品を女宮と叙せて其後式部ハ二品或ハ二品と叙せらるる一品ハ殊の御
せうとにて事のみか帝にハ皆品をハ申事ハ品のみやあるかなへきよし聞かせ
せ給ふことに三品にかやうにかはりけれんと四品まての位かれハ今
品ハ後にたちて其へかはりつまりて皆らはまことに文親王の位ハ内論こ
其後二位を二品にハ品を品のとき事ハ摩居の様なりけり
しかるへきとのかはりし
楊梅准三宮の姫
太政大臣従一位藤原良房 （公爵にて御法名忠仁公にて思せしも）
円融天皇准三宮の姫
一品資子内親王

是ハ六十二代の帝村上天皇の女三宮冷泉院御同腹也
（白河院の御時）
姉にておはしましける此後円融天皇の時宣下にて内に参らせ給ひて事ハ連綿し
く御まつりて桃園院にて七十六代近衛院十七才の時此後の御
かはりし後の御父白河法皇近衛の御母美福門院と申
かはりて其御腹にてまたかはりし皇女暲子内親王と申帝位
に即き事ハせらるる 御父又白河院の御孫にかはりて（是ハ大殿御孫にて）二條天皇此後も其
例の女御たりしハ近衛天皇の御腹の御兄雅仁親王の御九才
にて践祚せられて 継体の君と定められる後白河院と
申せしハ是也 則後白河第一の宮守仁親王と申て
是も法皇此雅仁暲子内親王を東宮の御准母と
なされ是ハ后にたてせかはりし事もなかりけり
八條院と申 来て世又是を准后（と申けり） 又暲子此御妹高松院を
（是ハ東宮の准母也）東宮此御元服にたちまちて東宮位ゆつりし御世のかはりん

後ハ中宮とたゝへまゐらせしよの院号ありしかハたゝ
上つかたの後なり 剣二條院の御后藤原多子と申侍
なさまほしくハ 天皇内親王 高松院と申ハ中宮又准后になされ世になし
へたり 八條院も高松院も美福門院の御腹にて皇后宮
御娘にてましますに白河法皇の御まゝに美福門院とも立せ
させ給ひしかは別ていとかなしうせさせ給ひし 是則保元平治の乱
おこりて能き事なれとも此都の王家衰へさせ給ひし事
此頃の事共一ツにあつまりて二人の皇女門しく准后と
称し御息所なとにてまさせ給ひしハ易き事の門親王の
准后の宣旨を蒙り給ひしとハかく例なき事にも
侍るなり

御母代准后の始

障子門親王

即八條女院の御事前に注し如法代に並ひて
母代にて准后也宣旨何の事是を始とや申すへき

女御准后の始

高松院

即初は高松御息所と申せし御事と前に注し如法代に
御いくは今まいらせ給ひし女御とも申さハいかにしまいらせ候
女御代として参らせ給ふの由承る其御腹の御子東宮に立せ
給ひし後に又准后せさせまして母后の儀にせさせ給ひし時
院号と蒙らせ給ひし後水尾法皇の御母ハ
後陽成院の女御代とおほしまいらせし准后の宣旨を
蒙らせ給ひしに後に中和門院と申まいらせし

法親王准三宮の始

二品道澄法親王

是ハ後高倉院の中二の御子八十六代後堀河院の
御母也又後高倉院と申ハ帝位にハ即せ給ハねと後堀河
院御位の後太上天皇の尊号を奉らせ給ひしなり

武臣准后の始

太政大臣従一位平清盛入道浄海

此人ハ八十一代安徳天皇の御外祖なり其ハ安徳
御即位ハ治承四年二月浄海出家ハ前なれとも准
三宮の始なるへし其先ハ六條院殿の御母后院ニハ鹿
苑院殿御事の始抑武家昇進の始なりとも申へ
き然れとも位官を極めしめたる事ハ従一位まてに限ら
ず其上浄海の事其例の始よりなき事なり是
いかゝハあるへき然とも其ハ又格別也大臣の妻
准三宮の宣下を蒙りし始ハ浄海の室二位を始とやいふへく

ありしかと前にも申さく詳ならす此後ハ西園寺太相国
実氏の室従一位貞子を北山准后と申き此人ハ八十八
代後深草八十九代亀山院両代の御母大宮院の母儀
なり御母なれハ准后の宣下を蒙らせ給ひしといへとも後深草院の
御祖母なれハ始なるへし

将軍家准三宮の始

鹿苑院大政大臣従一位源義満

百一代後小松院永徳三年六月准三宮の宣旨を
蒙り其時ハ左大臣従一位にて御座ありし其後百四代後
土御門院宝徳四年十一月慈照院大相国義政准
三宮の宣下を蒙り給ひぬ其後も御座ありて其時ハ
大政大臣従一位にておはしまして其二代ハ将軍の職にておハ
しまして其宣下ありき義政の御弟ハ大智院贈大相

國義視はいとく將軍に成りしを准后
なりしは後花園院の御代に義政
天下を譲りなりて父子共に
に男子なき故に後花園の皇子を養子
は兄弟たりしを
將軍も多くなりしに義政
なりて義視の兄男義尚
に義視は准后
世に成りし内大臣勝元の
に其男義植將軍に成
の事なれば
を引し同名を
はは見く侍らを

初め淨土つの宗にして
淨土宗
法中准后宮
青蓮院准后道玄
是は八十八代後深草院御代の関白
二條の當光園院右大臣の子にて良實は二條殿の
にて道玄の弟にて
なりしは大系圖に
又按に將軍家は男
は桃光院准后法
やはり
清華准后宮の

道遠院殿の沙汰に清華家例帝王の子孫と
なりて小倉親房卿の南朝に捨て宮方に
へくさくさ注さるさまは其時代来さくさくさいよ
よ

右数條事多かるべしかんもなかしかし一石を以て其度
北條に思しめしたと先に注して進ぜそ

護を接さるる日ぞ

其代えれの女臨朝の中於修命を例に西園寺公宣卿の
帝位を奪て皇后になされ正和年間の春西園寺帝位に即せ
西園寺と号て皇后になされ正和年間の春西園寺帝位に即せ
まし其の後代の帝位の初金皇后を立られ
其時皆先きの皇太子の西園寺と号て皇后と
なりまし其の後代の例なりしに

天皇皇子父光仁の譲を受て帝位に即せ
聡と号て皇后に成れ
年四月中宮と立られ
く中宮は即皇后に成
代に兼ねて皇后中宮
さまは桓武の後代に皇后中宮を兼ねる
代は六代に成て其流長久を先大略を記す
平六代清和天皇より
皇后に成ぬ
即位の後に代年と称
法皇の後に代に行

中宮と申ハ皇子を誕生ましますか或ハ天寵をかうふらせまし〳〵て拾立
后の宣旨ありしより其後ハ后の職となりて後宮職事奉行して
ハ文武の御時藤原不比等　勅をうけて撰定せられし事也文武
ハ四十二代にあたらせ給ふなり
是より下ハ妃二員夫人三員嬪四員后位にくらへて次第あり
其外内侍司ハ皆女官としてみえ侍り
妃夫人嬪なとゝ云ハ后に次たる御方の御妻也延喜の代にハ女御
更衣なとゝいふ称ハ出来て女御をも后の位へものほり給ふ事也
代文徳天皇崩御ありし天安二年清和天皇此
女御従二位藤原朝臣明子を従一位となし給ふ事ありと
三代実録にみえたりされハ其比より女御なとゝ云
称ハ出来ていたりし源氏物語に女御更衣又ハ後見なと
かゝれしにみえたり此物語ハ人皇六十代醍醐院の御代を擬せる

なりしとみえたり是ハ其比より妃夫人嬪なと后に次たる御方の
としていかなる女御更衣なとの称をもちひられしより後
後代の女官の事ハ八十四代順徳院の御時禁秘の
秘抄といふものにしるされて世にハ其趣をしるへし女官
此外の其様の事ハ是を考へきにて様々の事をしるしていく
摂関の人々の御女なとハ女御にて后にのほり給ふ事
これハ叢書の事を考へしるしさて尚侍になりて女御更衣
ともいへるの妃夫人嬪なとゝいふ女御なとにて后
后のなとくにも是にしたかふハ是よりまへに女御に共
大臣の女をもてなされる御ためにて女ハ帝有の御例多く更衣ハさらに
御母の女なとゝよりていへるハ女御にハさらにハ当時権勢
ある大臣の息女をもちいし事ハかなりおほくいつとなく
女御后にはなりたまへりしに此物の后のなとくにハ

心裏ある事なきハ摂関の権勢におそれて露はさす
なりて後は時の勢ひ重くして院中よりも政事をとらせられたく
成れハ権勢やゝ衰へて其後又一変して武家天下の事
をとりおこなひしより摂家の権つゐに衰へ行て公卿は朱
らせし事も古の例のことく行ふ事もなく時皆より
して公卿の代と云事は数年にして尚弥へることなく何
代と分けて云事ハ後代に数年にして移るへき

観王代判古代分ち云事の敎

然るに今の代にハ公卿より上代と申事は云分ある事
事もおくは淮后の宣旨をも例にかりし四位
にハ是は其弟より公卿にハ摂家を公卿代々あれハ
しまたは検非違使の中あるに准せられし淮后の宣旨を
つりて後にハ院号をまいらせられし事なとはつらく見かる

上代に後々或ハこなたの或ハひきつゝあらゆく我邦にも
異邦にも多くの時のならはし事当時見つゝ今年やう
事を准拠として古を後世に見聞の論となるへき
まつハ古人のこと通ずる所以と伝へられよとてかくのへし

樂考

壹越調

燕樂

皇帝破陳樂　又名武德太平樂今皇帝トイフ
唐之立部伎破陳樂大宗貞觀年中ニ協律郎張
文收作也

團乱旋

豊原統秋云笛譜示大戸真縄ノ作ル之由ヲ述ル
古人作ル之ヲ由ヲ奏ス
樂ニ開乱旋アリ

春鶯囀

大神景範云唐曲　唐教坊樂ニ春鶯囀アリ
其外園乱旋春鶯囀波樂等ヲ以テ軟舞ヲ一
説又名天長寶壽樂或ハ天壽樂ヲトリ又ハ兼
知年中ニ尾張濱主長壽樂ヲ奏シテ名ヲ
大長寶壽樂ヲ賜フ今ノ異鶯囀是ニシテ皆ノ
ヲヲヲヲ

玉樹後庭花

陳ノ後主所作

臺弄樂　又名承天樂

説秋云古傳ニ大戸清上作樂大戸真縄作舞
按ヲヲヲ唐雅曲承天樂ヲトル二ツノ一ツハ三字ノ外
ニ本作一ツハ古常北形ヲ常々韋踏ヲ作ル
ヲヲヲ

賀殿　賀嘉ノ通用

伯朝葛云又名井泉樂　景範云　唐曲
統秋云加洋ノ手ヲ林直倉舞ヲ作ル是ハ和ヲ古田書新
ニ加洋ヲ作ル利加洋ヲ
ヲヲヲ清ノ河傳曲ノ楊帝ハ河ヲ字ヲ賀殿ヲ奏ヲ按
曲ニ加洋二章周院行幸ノ時柏光季奏請シテ賀殿ヲ
以テ万歳ヲ代ヲヲヲ著國ヲ
仕賀殿字音ヲヲヲ
ヲヲヲ

胡部

胡飲酒　未詳

統秋云胡人酒を飲く時舞の為なり或説に兼
秋中に詩を真純法師に[illegible]
[illegible]
法門の世義[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

河水樂　未詳

景範云　益又作壹

益金樂　益又作壹

統秋云秋云[illegible]四番なり是[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

詔應樂　又名梁別詔應樂　未詳

[illegible]
[illegible]

廻杯樂　未詳

[illegible]
[illegible]

北庭樂

[illegible]
一名北帝樂[illegible]　統秋云

酒胡子

統秋云[illegible]酒胡子

酒胡子 未詳 [illegible]

美和樂

景龜元年大中臣久[illegible]

統秘云美和笛[illegible]

又美和[illegible]

壹團樂 絲管要抄作壹團橋

統秘云古人[illegible]

酒淨子 又作酒清司 未詳

古樂府酒[illegible]西涼の[illegible]

雙鼻麗 未詳

統秘云寛平[illegible]

[illegible]

歌曲子 又作河曲與 未詳

統秘云又分曲子[illegible]

宴飲樂 一名飲酒樂 未詳

天壽樂 一名壽樂 羅密

右四曲諸家目録ニ不載

古詠討

沙陀調

案摩 又作安摩 未詳

景範云 天竺樂 統秘云[illegible]美和中大

[illegible]

陵王 或ハ蘭陵王 羅陵王作ハ誤レリ

唐書云蘭陵王入陣曲ハ小兒の世蘭陵王ハ恭

[illegible]

[illegible]

雜羅陵王一名團圓長樂團一作圓未詳

十天樂

按ずるに続秋説に云、武丸清世常無乙急示作をもいふと
見えたれども乙急西武の人を知らず又此の説に見へし
東大寺濫觴會の事ハ何の時にや某和五年供養
の時也、斎會を設けられし事ハ見えたり 続秋説、
廿町天女十人降りて東大寺にて舞を供養ありて
十天楽と名づくといふ

菩薩

続秋云天竺の舞
按ずるに天平八年南天竺の波羅門菩提林邑の僧
仏哲二僧和國に来り仏哲頌音の事を辞し
て其の楽を傳ふ林邑国の楽の曲の一なり

飭色乱樂［臨］ 謂水不載

迦陵頻 又作迦樓頻

林邑八曲之一也

燕樂

最涼州 絲管抄作西涼

通典に後魏の太武帝河西を平げこれ楽を得て
涼の楽といふ 魏の世に後秋涼州といふなり
続秋云相伝ふ此楽ハ唐の長孫秀勝道又示作一節
西涼の楽
見るよりて思ふにハ本朝にて左舞にいふ秋曲を製
せらるといふなり 又続秋説に廿曲切藏慶宮に九
切の楽の名何かは いふハ何やありけり

渋河鳥 枯元集佐汕河未詳

統秘説云古説云階隠帝作河水云云

安樂塩

階庭蒸樂跡節の遺声を元て淫曲新門の曲と
右伝云庭の中に作るとい[illegible]安吉[illegible]作
[illegible]

壹德塩

統秘云庭中奉勅作或説云源義作云云
云階庭蒸云云一説云又敷坊記一平調
[illegible]

曹婆　筑紫　諸縣

右二曲共云云石載

雙調

柳花苑　苑一作園

統秘云四名柳苑紹天磨月宴の日今の名に[illegible]
ハ柳苑塩云云[illegible]
[illegible]

春庭樂　一名夏風樂

統秘云春庭一名春庭[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

催馬樂　狭磐河

右二曲共書に石載

和風樂

薬和年中尾張[illegible]
[illegible]

平調

樂有

相夫憐　又作相夫恋相ハ想ノ字ノ誤ナリ

李夜叉庫ニ南部の樂ニ相の庫ニ陽芭
[illegible]

燕樂

萬歳樂

統秋ニ又島歌等歳ニ[illegible]天皇后作[illegible]
面白ク武后の時ニ[illegible]
人の言ヒ[illegible]又[illegible]歳ニ唱ヒテ[illegible]
[illegible]
[illegible]一説ニ流竜舟ノ一名陽春の遊ビ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

其列　又作伴列又其列　注ニ伴ハ[illegible]

天寶年中の樂曲ニ相部の樂法ニ法曲ニ合ス
[illegible]統秋ニ半拍子ノ蘇合ニ出ル蘇合ニ出ル河島歌樂
其列の類ナリ

畏頭樂　一名散手物未詳

統秋ニ庫ニ徳[illegible]二説ニ雲家の作ルの[illegible]
八賈ニ衣服衣の曲ニ[illegible]
[illegible]庫曲ニ六列[illegible]畏ハ[illegible]の作し
[illegible]若ハ天皇元慶の日ノ曲ニ[illegible]
[illegible]

勇勝樂　未詳

景範之文武部位の時奏之所作歟

慶雲樂

天宝年中の樂曲之宗代の時造るもの之元亦は
慶雲曲もいひ〳〵は舞曲なり

越天樂　天又作殿未詳

通考に表記に古名は中之新天長の時の新
調天子の御の時〳〵造る也

燕樂

皇鹿章　皇ハ黄之誤〳〵也　徒年之也

醉郷日月之京於年中宰相王芳傑西戎之
樂を之觀し討究を中宗長寿之多の造りしめ
ら也〳〵有なり

三臺塩　唐教坊宗燕樂
又三臺一名天壽樂

統秋之少皇為源牧紘の後く此曲舞樂なり〳〵古者
文之長歌牧曲之使〳〵長寿を稱す因く舞歌
なり　醉に日月之列天皇后作

按ずるに武后の長寿二年の歌ハ有る也即長寿二年按
沒年号之武后の長寿二名つく此三名天寿二年寿の字
按の字に泥まるなり〳〵

宮高荊仙樂　或作荊山未詳
什曲法如之の世

通考に表曲歌ハ宋梁の曲江天の時荊屋の地と
さして云ふ〳〵て荊列之長林縣の名と謂ふなり
若〳〵の世〳〵〳〵也〳〵中和の古名と樂之〳〵しハ
列は仙曲之名ハ荊山樂之長林歌の新之
〳〵唐教坊之歌仙曲の古名の歌の世〳〵謂也

ゆや

平蠻樂　未詳

景範之唐曲

臨胡禪院　後本皆作倫敦渾脫未詳

源順の説く雜藝中に倫敦と寄せる者行ふと云へり

渾脫は曲名にして舞倫敦の類か　渾脫は曲名

娥娟娘

唐教坊記武娥娟作　娥は武の字に記せるか

渋金樂　豊生樂渋本に載

教坊記に樂工に入りたりしは其字に作れるか

永隆樂　未詳

統秘抄に大臣源作一説に唐永隆中一作に高宗

の時作るなり永隆は高宗の年号

王昭君作るなり樂七曲と共中に永隆は曲名なし

長慶子

宗範に用明天皇の御製と云ふ一作統秘抄に信濃情雅

作　教坊記に長慶樂作るなり此は四月に用ふる故

作るなり

即君子　未詳

宗範に説く若君子作るなり源順は若子一作と云ふ

は説いなし教坊記に即君子の名有り

直火鳳　迁珠火鳳　右二曲　渋本に載

火鳳は唐坐部曲名李百藥火鳳詞有り

移都師　駱勢娘　二曲諸本に載

夜半樂　螢火樂か

唐書音樂志別に夜半樂作るなり遠くの長と記く

[illegible]

相部の下係[illegible]

迴忽　忽又作胷

[illegible]

信臚　一作陪胪一作呂

梅林是八曲之一

春楊柳

[illegible]

扶南

扶南は南蠻[illegible]隋の煬帝林邑と[illegible]扶南

[illegible]

[illegible]

小娘子　紅娘子ニ作ルヘシ

[illegible]

雞德

又慶德ニ作ル[illegible]

[illegible]

黃鐘調

喜春樂

景範云唐樂　統秋云古安樂又名寿殿[illegible]

樂[illegible]

唐教樂[illegible]

弄殿樂　未詳

統秋天樂のごとく又統秋柳枝曲なるべく
王屋樂ならん又名大樂ならんか

海仙樂　未詳

古樂に大宝元年従五位下恒貞作とあり清和
天皇御時樂に用ひらるゝ也

統秋に波斯樂又名波斯樂或は波斯海旋子作
一名清和樂薬和也泉苑に華光殿前新に作る
樂せしめらるし所也

應天樂　未詳

統秋に大戸清上作一説に清上初く此曲を奏天
つの樂せし時異事ありと伝へり樂人名ある
せしもの

夾宜樂　未詳

景範云　唐曲　統秋云林真倉作ハト云

歌吟打毬樂　未詳

景範云天竺樂　統秋に劇樂吟毬用

安城宮　法華宮御樂也詳

統秋に無伝此曲樂安世作うたて樂と
名つく又一統に慶安樂行ふいまく又名不
行也

河南浦

統秋に無伝薬和のごとく尾張濱に作又或は
奥浦に為等作法勝寺を造事ら出し時此曲を
引ひしもの伝へ勇作第一也
按に本朝新歌屏し

感城樂

景範の唐曲 [illegible]

聖淨樂

伝秘の清の樂の作惟喬の[illegible]作

一説に大宮清の樂の作[illegible]曲勝[illegible]

[illegible]用ゆる[illegible]

[illegible]

赤白桃木子花 一本赤白二字なし 未詳

伝秘の剣樂の牧[illegible]一説に[illegible]曲不[illegible]

[illegible]桃[illegible]曲名[illegible]

皇帝三臺 未詳

[illegible]南[illegible]作る[illegible]曲に[illegible]帝[illegible]有

[illegible]皇[illegible]鹿章に作る

[illegible]の[illegible]曲[illegible]

[illegible]皇帝[illegible]帝[illegible]

提金樂 又作提琴樂 [illegible]載

長生樂

兼和中九大臣源信作

西王樂

仁明帝自製[illegible]曲[illegible]

赤白蓮花樂 或は赤白の字なし

尾張秘[illegible]武は大安寺の僧安[illegible]作[illegible]

[illegible]

夏引樂

英雄樂

唐太宗門宴の日唐世南に命じて作らしめらるる

[illegible]

兼燕樂

統秋に大食調を兼ねる歟 下作

天安樂　兼凉樂　未詳

水調

拾翠樂

統秋に小曲破に大食調を兼ねる歟 少監物頼吉説

兼和の時大食調を尾張濱に作らるる

皇光樂　未詳

統秋に凉を兼ねる　吉澤按ずるに此曲伊勢説

[illegible]

曲は[illegible]は後周武帝の時造らるる歟

九城樂　未詳

沉龍舟

隋煬帝の時樂工万寶常に命じて作らしめ[illegible]

此曲を造らしめらるる[illegible]

般涉調

蘇合香

唐教坊樂曲其列國元旋等と同じく敦煌より

[illegible]

萬秋樂

統秋に佛曲と百濟樂と作るなり

秋風樂

統秋に[illegible]仁の時常世に百濟より又一説に樂を

李仁[illegible]作[illegible]唐[illegible]伝[illegible]
拍子[illegible]唐[illegible]秋風曲秋風引歩[illegible]唐曲名
[illegible]

崇明樂　崇一作宗　未詳

叡氣禪脫　氣一作器　禪一作裨
唐教坊樂[illegible]西の叡氣[illegible]　統秋[illegible]林邑[illegible]曲
の一

輪壹青海波
唐[illegible]世青海[illegible]　統秋[illegible]曲唐[illegible]
[illegible]唐[illegible]青海波[illegible]拍子[illegible]青海波ハ別青海

鳥向樂　未詳

京花[illegible]唐曲　統秋[illegible]一説[illegible]仁の時作[illegible]拍子[illegible]
唐[illegible]樂[illegible]

蘇莫者　者當作遠
唐[illegible]西域[illegible]蘇莫遠ハ[illegible]
女子の帽子の名[illegible]　統秋説[illegible]林邑ハ曲の一

採桑老
京花[illegible]百濟[illegible]樂　統秋[illegible]唐[illegible]採桑[illegible]
[illegible]拍子[illegible]唐宗曲中採桑[illegible]ハ[illegible]
曲[illegible]て[illegible]百濟樂[illegible]説[illegible]

感秋樂　未詳

山鶴鴿曲

唐教坊樂

竹林樂

統秋云春庭山曲和國の楽歟[illegible]

元歌德貫子　般涉參軍　永宝樂登真樂以上四曲

法本不載　秋涉參軍　薩寺參軍戲

唐[illegible]

兼秋樂　未詳　以下和名抄所不載

鷄鳴樂　未詳　催馬樂

千秋樂

統秋云少監物源頼吉作高麗伎樂千秋樂一説

角調

曹娘渾脫　諸本不載

白柱　未詳

統秋説　白柱一名徳曹子又作人

遊字女字又作人一作兒　未詳

一説云隋帝所作云云不審

道調

上元樂　法本不載

唐云宮北内所作高祖夢仙人作曲の一云

五更轉　未詳

散手破陳樂　一名王皇破陳樂

高丘乾元天竺樂　統秋云市人使りの苦薩川水

新羅の[illegible]

大平樂

[illegible]

合歡塩　未詳

廣人三臺

[illegible]

打毬樂

唐教坊樂采胡女舞之所作

仙人河　一名仙遊霞　何又作秋

五聖樂　一作五常樂一名禮義樂

統秋之唐大宗製之[illegible]

聖明樂

隋煬帝開皇六年馬昌[illegible]

[illegible]統秋之唐開元中[illegible]

[illegible]

拔頭

通考云西域の胡人[illegible]

[illegible]

統秋云此舞[illegible]

傾盃樂

唐太宗太孫李[illegible]作[illegible]

統秘云唐曲名[illegible]樂[illegible]

天人樂　未詳

統秘云和名田舞作

飲酒樂　未詳

大天樂　未詳　諸本不載

唐[illegible]大[illegible]天[illegible]大[illegible]天等の曲[illegible]

曲[illegible]

大寶樂　諸本不載

唐散坊樂

大輔樂　諸本不載

唐散坊樂

大定樂

唐[illegible]宗造[illegible]

陪樂[illegible]秦王破陣樂一名太定平樂

[illegible]

興明樂　五坊樂後散　右諸本不載

按[illegible]法散ハ陪[illegible]

感恩多賀王恩　和名抄二所不載

唐散坊樂　統秘云賀王恩一名感[illegible]恩[illegible]

別曲[illegible]又一流[illegible]

乞食調

秦王破陣樂　今秦王ト云

唐の世秦王破陣樂[illegible]ハ一名神功[illegible]ハ小破陣

高麗樂[illegible]ハ[illegible]ハ古流[illegible]秦破

陽一名大定古辛樂ニシテ陽樂ニ対シテ陰樂ト称ス故陽樂等寒ク中和ヲ得シテ多ク其樂施シ小陰樂ニ陰陽樂ニ一名アリ又古辛樂ニ名ヲ

還城樂

唐史遠方樂ニ出ル高昌ニ宴享ニ用ル

西域ハ天竺ニ近ク其國ノ人蛇ヲ食フ西域記ニ見ヘタリ

ハ蛇ヲ合リ舞ヒシテ此樂ヲ作ル云フ今流行ス

蛇ヲ合リ舞ヒシテ此樂ヲ作ル云フ今流行ス

放鷹樂

唐教坊樂ト樂ト共ニ著聞集古事談ニ見ユ

蘇芳兼　未詳

唐ノ蛇ヲ唐樂　統秘ニ法仁ノ説ヲ指ス

性調

西河

桜引土　一作安公子又作安引子

階唐遺曲ニ　新安公子曲ニ古事通考ニ見ユ

千金女兒

長命女兒

唐教坊樂ニ長命女ト云フ

王昭君　漢曲

反鼻胡德　未詳

高麗樂曲

高麗樂ハ曲名ニ高麗ヲ冠ス今其ノ名ノ故ヲ

ヒトヒトニ記ス

狛桙

統秘ニ俗名執桙ハ小舞ニ使ヒ以ノ第ニ高麗人ニ

[illegible]

志役傳　一作戴午

統秋子一説此曲又名四庭樂

垣破

統秋子是を參玉樂とし[illegible]

樂山樂人新[illegible]の時勝のとき新作を始られ玉

とその下[illegible]

歸德侯　一作海德又作玄德

統秋説[illegible]

[illegible]

王仁庭

統秋子[illegible]仁又名[illegible]仁庭の字衍字なるべし　此曲

[illegible]元陵に対奉[illegible]百濟人王仁意祢の[illegible]

[illegible]

[illegible]時[illegible]

崑崙八仙

[illegible]

[illegible]統秋説[illegible]は都[illegible]

[illegible]

延喜樂

統秋子延喜年中[illegible]

[illegible]

胡德樂　統秋子一作胡竜樂

[illegible]百[illegible]十六[illegible]七[illegible]

[illegible]十[illegible]

[illegible]

[illegible]

狛犬

[illegible]

胡蝶樂

[illegible]

統秋ハ一流ニ若兼合の曲ハ不作ト云

蘇志摩利

統秋ハ一流ニ此曲ヲ名四海樂ト云ヒ又ハ

[illegible]

長保樂　以下傍名所不載

統秋ハ此曲ハ名ヲ世利ト称シ加利栗須ヲ

[illegible]

桔梗　又作苦于吉間

[illegible]

常雄樂　雄又作武

統秋元年紀友雄作

仁和樂

統秋元仁和中友雄之妻作

按ずるに友雄八百濟之雄と誤りしなるべし

白石遺稿卷之三終